

司法を通じた同性婚の実現 —アメリカ、台湾、そして日本

2019年2月14日、日本で同性間での婚姻が認められていないことが憲法違反であるとする初めての訴訟が、札幌・東京・名古屋・大阪の各地方裁判所で提訴されました（「結婚の自由をすべての人に」訴訟、9月には福岡地裁でも追加提訴）。

日本での同性婚法制化は、最終的には国会での法改正が必要ですが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟において、裁判所によって「同性婚が認められていないことは憲法違反である」旨の宣言がなされることも国会を動かす有効なアプローチの一つとなります。

しかし、裁判所を説得し、動かすためには、憲法訴訟において、裁判所がどのように考え、行動するのかを知る必要があります。

この点について、先行したアメリカ、台湾での経験などを伺い、知見を深め、「結婚の自由をすべての人に訴訟」に活かす機会とすべく、本イベントを企画しました。

日時 2020年2月10日（月） 14時～17時（13時半 開場）

場所 明治大学駿河台校舎グローバルフロント1階 グローバルホール
(東京都東京都千代田区神田駿河台2丁目1)

内容 第1部 サブリナ・マッケナ判事（ハワイ州最高裁）
「米国における同性カップルの法的保障」

第2部 鈴木賢教授（明治大学法学部）
「台湾司法院 大法官解釈について」

第3部 パネルディスカッション
パネリスト サブリナ・マッケナ判事
鈴木賢教授
コーディネーター 中川重徳弁護士
(一般社団法人 MarriageForAllJapan)

コメンテーター 紙谷雅子教授（学習院大学）

※内容は変更される場合があります。手話通訳がつきます。



サブリナ・マッケナ判事

参加費 無料

参加人数 先着180名言語 日本語

申し込み <https://is.gd/TyDGiw>



共催 明治大学現代中国研究所

金沢大学谷口洋幸研究室

一般社団法人 MarriageForAllJapan—結婚の自由をすべての人に

問い合わせ先 中村貴寿（一般社団法人 MarriageForAllJapan）

takatosi@palette.plala.or.jp